# 高知市指定管理者審査委員会における審査結果について

#### 1 対象施設等

名 称 高知市障害者福祉センター

指定予定期間 平成21年4月1日から平成24年3月31日まで(3年間)

## 2 指定管理者の候補者に選定した団体

社会福祉法人 高知市社会福祉協議会

#### 3 選定の過程

## (1) 選定方法

指名による選定

## (2) 指名理由

高知市障害者福祉センターでは、障害者福祉の複合施設として身体障害者福祉センター事業、障害窓口業務、身体障害者通所授産事業を実施しており、その他障害者団体等の活動の場として活用されている。このうち、施設全体の管理及び身体障害者福祉センター、集会所等の運営並びに障害窓口業務が指定管理業務となる。

こうした業務の実施には、障害者福祉に関する専門性が必要であると同時に、利用者の公平で公 正な取扱いと信頼性が確保されなければならない。

(福)高知市社会福祉協議会は、平成 18 年度以降、本施設の指定管理業務を適切に行うとともに、 身体障害者通所授産事業所を本施設において運営し、障害者団体をはじめ利用者からも高い信頼を 得ている。

よって、当該団体は、本施設における障害者福祉関係事業を一体的に行うことができ、最も効率的効果的な管理運営が期待できることから、当該団体を指定管理者として指名するものである。

## (3) 審査委員会による審査結果

#### ① 審查委員会開催日

平成 20 年 11 月 12 日 (水)

#### ② 審査方法

高知市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に係る条例(平成 17 年条例第 69 号)第 4 条の 規定による選定基準の規定に基づき、書類審査を行った。

#### 審査結果

高知市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条の規定に定める基準に基づき審査を行った結果,申請団体を対象施設の指定管理者として選定することは適当であると判断する。

## 〇審査結果に添えて報告する意見

申請団体は、平成 18 年度から当該施設の指定管理者として適切な管理運営を行い、利用者の信頼を得ている。また、平成 21 年度より、指定管理業務となる障害窓口業務は、個人情報の保護等の面から、業務の公平性や平等性、高い信頼性が要求されるが、申請団体は、当該業務についてもこれまで高知市からの委託を受け業務を適切に実施してきており、本施設の指定管理業務を最も効率的・効果的に行うために、申請団体を指定管理者として引き続き指名することが適当であると判断する。

# 4 審査委員会委員 (敬称省略)

	役 職 名	氏 名
委員長	高知市企画財政部行政改革担当参事	中澤(慎二
副委員長	高知市総務部副部長	山下 富男
委員	高知市企画財政部副部長	周藤 健史